

加東市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続計画（以下「交通計画等」という。）の策定並びにこれらの実施に関し必要な協議を行うため、加東市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、兵庫県加東市社50番地加東市役所内に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び利用者から収受する対価に関すること。
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域の見直し等の協議に関すること。
- (4) 交通計画等の策定及び変更の協議に関すること。
- (5) 交通計画等の実施の協議及び連絡調整に関すること。
- (6) 交通計画等に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (7) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号）に規定する生活交通確保維持改善計画の策定及び変更に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監査委員1人

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長及び監査委員は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監査委員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議(以下、「会議」という。)において報告する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、当該代理出席者は、委員とみなす。

4 協議会の議事は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、成立しない場合においては多数決とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(会議の書面開催)

第8条 地震、暴風雨、大雪などの自然災害、感染症のまん延等、やむを得ない事情により会議を開催することが困難なときは、書面により委員へ賛否を求め、委員から書面による回答を得ることで、会議の決議に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の過半数から書面による回答が得られなければ、会議の議決に代えることができない。

3 第1項に規定する場合においては、前条第3項の規定にかかわらず委員の代理は認めない。

4 第1項に規定する場合における協議会の議事は、前条第4項の規定を準用する。

(傍聴)

第9条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議の内容に個人情報が含まれる場合又は公開により公正かつ円滑な会議運営が阻害されると認められる場合は、会議の全部又は一部について非公開とするものとする。

2 前項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合は、あらかじめ会長が会議に諮り決するものとする。

3 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

4 その他会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(軽微な事項の変更)

第11条 協議会において協議が調った事項についての軽微な変更については、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることにより、行うことができる。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討及び事業の実施等を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、加東市地域公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、加東市職員のうちから会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(事業年度)

第14条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他協議会の財務に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(報償及び費用弁償)

第17条 委員等は、会議に出席したとき又は第8条第1項に規定する書面による回答を行ったときは、報償及び費用の弁償を受けすることができる。

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が協議会に諮って定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年3月30日から施行する。

別表（第4条関係）

一般乗合旅客自動車運送事業者
一般乗用旅客自動車運送事業者
鉄道事業者
公益社団法人兵庫県バス協会の代表者又はその指名する者
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所長又はその指名する者
兵庫県加東警察署長又はその指名する者
市民及び地域公共交通の利用者
学識経験者
市長又はその指名する者
その他協議会の運営に必要と認める者